

福生市男女共同参画実施計画

(令和8年度～令和10年度)

- 1 男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進・・・P. 1
- 2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進・・・P. 6
- 3 あらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・P. 11
- 4 あらゆる分野における男女共同参画の推進・・・P. 15

協働推進課

1 計画の目的

この計画は、「福生市男女共同参画行動計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、関係部署及び教育機関を含め全庁あげて総合的かつ効果的に取り組むことを目的として策定する。

2 計画と役割

この計画は、市が行う施策や事業を明らかにするとともに、市民の参加と協力により計画の実現を図っていくものである。

3 計画の期間

この計画は、令和8年度から令和10年度までの3年間とし、毎年度改定する。

また「福生市男女共同参画行動計画（第6期）」の最終年度、令和8年度までの達成目標値を設けた。

（令和8年度に次期計画（令和9年度～13年度）を策定するため、令和9、10年度欄については暫定的に示すものである。）

4 主要課題

第1「男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進」

第2「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」

第3「あらゆる暴力の根絶」

第4「あらゆる分野における男女共同参画の推進」

5 区分

年度区分

新規	計画期間中に開始する事業及び以前から実施しており、今回の行動計画で位置付けた事業
継続	すでに実施しており今後も継続する事業
充実	すでに実施している事業で今後充実していく事業
改善	すでに実施している事業で今後改善していく事業
検討	すでに実施している事業で今後検討を行う事業

第1 男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進

1 男女平等意識の推進

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
1-1-1-1 男女共同参画社会の形成のための啓発の推進	1	広報誌・ホームページによる啓発	男女共同参画社会に関する取組や情報を広報誌・ホームページに掲載し、啓発を図る。	男女共同参画に関する取組を広報、ホームページ、男女共同参画情報誌等に掲載するほか、法改正等があった場合においても、都度ホームページで周知を行う。	定期的な啓発	継続	継続	継続	協働推進課
	2	男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画情報誌「あなたとわたし」を発行、全戸配布し、啓発を図る。	男女共同参画社会への推進を図るため、市民編集員と協働して企画・取材し、市民の視点を活かした身近なテーマから男女共同参画意識を広めるための情報誌を作成し、全戸配布を行う。	年1回発行	継続	継続	継続	協働推進課
	3	男女平等の視点に立った市刊行物発行のためのガイドラインの普及	庁内ネットワーク等を活用し「男女共同参画 表現ガイドライン」の庁内周知に努め、市刊行物を発行する際の活用を促進する。	「男女共同参画表現ガイドライン」改訂の検討を行うほか、男女共同参画の視点を持って市の刊行物等が発行できるよう庁内ネットワークを通して活用の促進と啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	4	メディアリテラシーの普及・啓発	人権尊重や男女平等の視点を持って、メディアによる様々な情報を判断し、的確な選択や活用ができるよう、メディアリテラシーの普及・啓発を推進する。	男女共同参画情報誌やHP、子ども向けガイドブックなどを通して、広く市民にメディアリテラシーの普及・啓発を図る。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	5	法律や制度の理解の促進	ポスターの掲示・パンフレットの配布、ホームページ、広報等により、男女共同参画に関する法律や制度についての周知を図る。	国・都からの資料の配布やポスターの掲示を行うとともに、広報やHP、情報誌等による情報提供を行い、周知に努めていく。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	6	行動計画の周知	男女共同参画行動計画について、ホームページ、広報等により、周知を図る。	広報や情報誌・HP等に行動計画や実施計画の内容をわかりやすく掲載するとともに、各公共施設に行動計画を配置する。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
1-1-1-2 男女共同参画に関連する交流の場の形成	7	男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供	男女共同参画に関することをテーマにした講演、対談、シンポジウム等を実施し、市民へ啓発を行う。	身近な男女共同参画を考え直す機会としての講演、対談、シンポジウム等を必要に応じて協働推進課と協力して実施する。	年1回	継続	継続	継続	公民館
	8	男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供	男女共同参画に関する啓発を実施する。 男女共同参画セミナーを実施する。	身近な男女共同参画を考え直す機会としての男女共同参画セミナーを実施し、展示なども含めた総合的な啓発を必要に応じて公民館と協力して実施する。	年1回	継続	継続	継続	協働推進課
	9	男女共同参画セミナーの実施	「男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供」の一環として、男女共同参画セミナーを実施し、市民への啓発を図る。	男女共同参画について市民への理解と意識啓発を図るため、市の取組や社会情勢等を踏まえた男女協働参画セミナーを開催する。	50人 (セミナー参加者数)	継続	継続	継続	協働推進課

(2) 男女共同参画に関する情報収集と提供

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
1-1-2-1 男女共同参画推進のための情報の 収集と提供	10	男女共同参画に関する資料収集の充実	男女共同参画に関する図書等の資料収集を図る。	男女共同参画関連資料の蔵書数の維持管理に努め、図書等の内容の充実を図る。	随時	継続	継続	継続	図書館
	11	男女共同参画に関する資料の提供	資料や展示により、男女共同参画に関する情報提供を行う。	協働推進課や輝き市民サポートセンター、市役所の情報スペース等に資料等を配置し、男女共同参画に関する情報提供を行う。また、6月の男女共同参画週間、11月の女性に対する暴力をなくす運動の期間に展示を行い、啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	12			男女共同参画に関する展示の実施	年1回	継続	継続	継続	図書館
1-1-2-2 男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究	13	男女共同参画社会の形成に関する市民意識実態調査の実施と公開	計画年度内に調査を実施する。（令和7年度を予定）	次期、男女共同参画行動計画の策定に反映させるため、社会情勢や他自治体の調査等も参考に、市民意識実態調査の準備や研究等を行う。令和7年度に調査を実施し、結果をHP等で公開する。	令和7年度に実施	検討	新規	継続	協働推進課

(3) 多文化共生に向けての男女共同参画の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
1-1-3-1 国際理解、交流の 推進	14	国際理解教育の推進	重要な人権課題として、「国際理解」についての人権教育を一層推進する。	小学校外国語・外国語活動及び中学校外国語においてA L Tを活用した授業を行うとともに、外国語の時間等において国際理解教育の充実を図る。	年1回（国際理解教育の教育課程上の位置づけ）	継続	継続	継続	教育指導課
	15	国際理解のための学習機会の提供	国際理解のための教育・学習機会の提供など、市民の国際交流を推進し、市内在住外国人が、地域で充実した生活が送れるよう、支援の充実を図る。	国際理解に向けた公民館講座の実施と外国人支援を行うサークルの支援を図っていく。	講座の実施 サークルの支援	継続	継続	継続	公民館
	16	国際理解及び交流の機会の提供	国際理解のための情報提供を行う。	多文化共生の観点から国際理解が広く浸透するよう、市内日本語専修学校等を通じ在住留学生等の協力体制を構築するほか、国際理解に資する情報提供を行う。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	17	多文化共生講座の実施	市内に住む外国人と日本人の共生に係る課題解決や多文化共生についての理解を促すための講座を開催する。	地域での共生を目的とした外国人向け、日本人向け各講座を開催し、市民の理解促進を図る。	60人 (年間延べ参加者数)	継続	継続	継続	協働推進課

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(1) 学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
1-2-1-1 教育内容の充実	18	男女平等の視点を持った教育の推進	あらゆる偏見や差別をなくすため、人権尊重の教育を推進する基本方針に基づきながら、人権教育プログラム（都教育委員会）を活用し、指導目標への位置付け、指導資料の見直し等に取り組み、指導の充実を図る。	東京都の指導資料「人権教育プログラム」を全教員に配布するとともに校長会や人権教育推進委員会等で積極的な活用を周知する。	100%（小・中学校における「人権教育プログラム」の配布）	継続	継続	継続	教育指導課
	19	性教育の充実	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、指導の充実を図る。	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、「性に関する指導計画」を全校で作成する。	100%	継続	継続	継続	教育指導課
	20	幼児教育・保育に当たる職員の意識啓発	男女平等の理解を正しい知識を持つための職員への情報提供を行う。	子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見を持つことがないよう、人権を尊重した幼児教育・保育が行えるよう保育園等に対して職員の意識啓発を行うように依頼する。 令和7年度目標：18園	15園	継続	継続	継続	子ども育成課
	21	男女平等の視点を持った本・絵本・児童書の紹介	男女平等の視点を持った本・絵本・児童書の購入と充実を図り、情報提供を行う。	児童書での男女共同参画に関する展示の実施	年1回	継続	継続	継続	図書館
	22	男女共同参画社会形成のための子ども向けガイドブックの作成	小学5年生と中学1年生を対象に、男女共同参画の内容について啓発・促進するためのガイドブックの作成と配布を行い、啓発を図る。	対象学年（小学5年生と中学1年生）に、男女共同参画啓発用ガイドブックの作成（改訂を含む）、配布を行う。また、内容については適宜見直しを行っていく。	小学5年生用 500部 中学1年生用 500部 年1回発行	継続	継続	継続	協働推進課

(2) 男女共同参画に関する社会教育の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
1-2-2-1 学習機会の提供	23	保育室事業の実施	子育て中の母親にスポーツする機会と環境の整備を整え、学習活動の支援をする。	【福生地域体育館】シェイプアップヨガ教室において保育事業を実施し、子育て中の母親にスポーツする機会を提供する。	480人 （年間延べ参加者数）	継続	継続	継続	スポーツ推進課
	24		子育て中の母親の学習機会を提供する。	子育て中の母親の学習機会として保育室事業を実施する。	3館で実施	継続	継続	継続	公民館
	25	社会教育活動、市民活動の推進	市民の学習機会を広げるため、活動のための場の提供や講座の開催、相談の受付を行う。	市民の学習機会を広げるため、活動の場の提供、講座・教室の開催、相談の受付を行うほか、公民館資料室の充実を図る。	随時	継続	継続	継続	公民館

3 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 母性保護と母子保健の推進（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
1-3-1-1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立への取組	26	妊娠、出産、育児にかかわる健康支援と学習機会の提供	母子健康手帳交付、パパママクラスの実施、妊産婦、新生児訪問の実施、乳幼児健康診査・歯科健康診査の実施、離乳食教室・育児相談の実施、来所、電話相談に随時応じる。	広報等で周知を図りながら、幅広い機会を設け継続実施する。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	27	性教育の充実(再掲)	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、指導計画を作成し、指導の充実を図る。	性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、「性に関する指導計画」を全校で作成する。	100%	継続	継続	継続	教育指導課
	28		ポスターの掲示、パンフレットの配布を行う。	継続して実施し、啓発に努める。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	29	性感染症に対する知識の普及、啓発	保健体育科の指導において性感染症に対する知識の普及、啓発を図る。	学習指導要領に基づき、性教育の手引き（東京都教育委員会）を活用し、性感染症教育を実施する。	100%	継続	継続	継続	教育指導課
	30	性の商品化防止の啓発、周知	都の通知や資料をもとに、性の商品化防止の啓発、周知を図る。	チラシやHP、男女共同参画週間において、性の商品化防止の周知に努める。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
1-3-1-2 母性保護の推進	31	性の尊重と母性保護に関する啓発活動	母子保健事業参加者等に資料を配布し、啓発を図る。	母子健康手帳の交付時やパパママクラス参加者等に資料を配布し、啓発を図る。	年6回 (パパママクラス開催回数)	継続	継続	継続	こども家庭センター課
1-3-1-3 母子保健事業の充実	32	パパママクラスの実施	新しい家族を迎えるにあたっての心構え、沐浴指導等を実施する。	母子健康手帳の交付時やパパママクラス参加者等に資料を配布し、啓発を図る。	年6回 (パパママクラス開催回数)	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	33	妊産婦の健康診査、指導の実施	妊産婦の健康診査、指導の充実を図る。	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票・妊婦超音波検査受診票・妊婦子宮頸がん検診受診票を交付し、都内指定医療機関での受診費用の一部を助成し、指定医療機関以外での受診については償還払いする。妊産婦訪問、産婦健康診査及び母子健康手帳交付時に指導助言を行う。	年400件	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	34	相談業務の実施	相談業務の充実を図る。	母子健康手帳交付、パパママクラス、妊産婦訪問、乳幼児健康診査、育児相談、育児学級等母子保健事業において実施。来所・電話相談にも随時応じる。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	35	産後ケア事業の実施	出産後、利用を希望する母親と赤ちゃんに対し、産後ケア事業を実施し、産婦の心身のケア並びに育児のサポートを行う。	母子健康手帳交付時等母子保健事業を通し市民に周知し、希望する家庭に事業を提供することにより、母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課

(2) 心身の健康づくりの推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
1-3-2-1 健康診査等の実施	36	特定健康診査・特定保健指導の実施	特定健康診査・特定保健指導を実施する。	将来における生活習慣病の発生を抑制するため、国民健康保険被保険者（40歳から74歳）に対し特定健康診査によりメタボリックシンドローム又はその予備群を抽出し、その対象者に対して特定保健指導を実施し生活習慣の改善を図る。また、電話勧奨により、特定健康診査の受診等を促す。	52%（特定健康診査受診率） 40%（特定保健指導実施率）	継続	継続	継続	健康課
	37	若年健康診査事業の実施	若年健康診査事業を実施する。	若年層（30歳、35歳）の方を対象とした健診事業（各種測定、採血、尿検査等）を市内の指定医療機関で実施し、早期からの健康づくりにより将来の生活習慣病予防等につなげる。	対前年比受診率増	継続	継続	継続	健康課
	38	無保険者健康診査の実施	無保険者健康診査を実施する。	生活保護受給者の健康保持・増進を図るため、満40歳以上の方を対象に、年一回実施している。主な内容、問診、身体計測、検尿、血圧測定、血液化学検査、血糖検査等を行う。	対前年比受診率増	継続	継続	継続	健康課
	39	健康教育・健康相談の充実	健康教育・健康相談の充実を図る。	心身の健康についての知識の普及啓発と意識の向上、健康に関する相談に応じ、指導・助言を行う。内容については、必要に応じて見直しを行っていく。また、広報等を通して普及啓発を図る。	年190回 (健康教育・健康相談の実施回数)	継続	継続	継続	健康課
	40	心の健康づくり事業の実施	心の健康づくりにつながる事業を実施する。	健康づくり推進員と共に、イベント会場でのあいさつ運動や出前講座等を行い、心の健康について普及啓発を行う。また、心の健康教室を年2回実施する。	随時	継続	継続	継続	健康課
1-3-2-2 健康づくりへの支援	41	中高齢者の自立支援に向けた健康教室の実施	健康体力づくり教室において、中高齢者を対象に転倒防止、筋力の維持、バランス能力の向上を図り、介護予防を行う。	【中央体育館】シニア健康体操、若草健康体操等 【熊川地域体育館】楽しい軽スポーツ等 【福生地域体育館】シニアエクササイズ、さわやか軽スポーツ、かんたんバンドストレッチ等	5,900人 (年間延べ参加者数)	継続	継続	継続	スポーツ推進課
	42	女性の健康づくりに向けたスポーツ教室の実施	更年期障害、冷え症など女性に多く発生する症状を解消し、体調改善を行うため、年間を通してスポーツ教室を実施し、女性の心身の健康づくりを推進する。	【中央体育館】ナイトヨガ、金曜ヨガ等 【熊川地域体育館】骨盤コンディショニングヨガ、コアスパイラル等 【福生地域体育館】骨盤体操、かんたんエクササイズ等	560人 (年間延べ参加者数)	継続	継続	継続	スポーツ推進課

第2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

1 家庭と仕事の両立支援の推進

(1) 家庭と仕事の両立に対する理解促進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
2-1-1-1 ワーク・ライフ・バランスの 意義の普及・啓発	43	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供・発信	ホームページ、広報等により、ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供と発信を行い、周知と啓発に努める。	ワーク・ライフ・バランスの考え方が広く浸透するよう、広報やHP、情報誌やDVD上映、国や都、各自治体発行の資料の提供など多様な手段や機会を通じて情報を提供し、周知と啓発に努める。	定期的な啓発	継続	継続	継続	協働推進課
	44		情報の提供と発信を行い、啓発に努める。	窓口や事業等を通して、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供するとともに啓発に努める。	定期的な啓発	継続	継続	継続	各課（協働推進課）
	45	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集	ワーク・ライフ・バランスに関する国や各自治体発行の資料や情報の収集を図る。	今後の事業や業務の参考となるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する国や各自治体発行の資料や情報の収集に努める。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
2-1-1-2 ワーク・ライフ・バランスを 実現しやすい環境整備への働き かけ	46	男女共同参画の視点から見た公共調達	市の公共調達において、男女共同参画に関する項目を導入し、男女共同参画を推進している事業者への入札加点とする。	市の公共調達において、男女共同参画を含む評価項目により落札者を決定する、総合評価一般競争入札を実施する。	総合評価方式による一般競争入札の実施	継続	継続	継続	契約管財課
	47	労働時間短縮に向けた取組	労働相談情報センターの労働セミナー等の受講や、東京都の啓発資料を利用していく。	東京都等の資料を掲出し、啓発による働きかけを実施する。	定期的な啓発	継続	継続	継続	シティセールス推進課
	48	育児・介護休業制度の普及・促進	東京都の啓発資料を利用し、普及・促進に努める。	東京都等の資料の掲出及びHP等による定期的な周知を実施する。	定期的な啓発	継続	継続	継続	シティセールス推進課
2-1-1-3 ポジティブ・アクションの 推進	49	ポジティブ・アクションの普及・啓発	ホームページ、広報等により、ポジティブ・アクションについての周知を図っていく。	HPや広報、情報誌等を活用し、ポジティブ・アクションについての周知を図り、意識啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	50	市内企業・事業者への労働関係法の啓発促進	広報、ホームページ、情報誌等での周知・啓発及びポスター・チラシ等の資料提供により、労働関係法についての啓発の促進を図る。	広報やHP、情報誌等で労働関係法の周知を図るとともに、国や東京都のポスターやチラシ等、資料での情報提供を行い、意識啓発を図る。	随時	継続	継続	継続	協働推進課

(2) 子育て支援サービスの充実

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課	
						R8	R9	R10		
2-1-2-1 乳幼児保育の充実	51	低年齢児保育の充実	0歳児保育を実施し、待機児解消を図る。	市内の保育所等15園で、0歳児保育を実施する。	585人 (低年齢児「0～2歳児」保育の定員数)	継続	継続	継続	子ども育成課	
	51-2		(幼稚園における2歳児定期利用保育事業) 待機児童の発生しやすい2歳児の受入枠を拡大し、女性の活躍推進を図るため、幼稚園の2歳児定期利用保育事業を実施する。	市内1か所で実施する。	随時	継続	継続	継続	子ども育成課	
	52	就労形態に合わせた保育サービスの提供	(病後児保育の実施) 病後回復期の児童の保育を実施する。	1か所で実施する。	1か所	継続	継続	継続	子ども育成課	
	52-2		(病児保育の実施) 病気中の児童の保育を実施する。	1か所で実施する。	1か所	継続	継続	継続	子ども育成課	
	52-3		(延長保育の実施) 午後6時から7時までの延長保育を市内保育園全園で実施する。	市内の保育所等15園で実施する。	市内15園	継続	継続	継続	子ども育成課	
	52-4		(休日保育の実施) 休日に保育を実施する。	市内の保育所2園で実施する。	市内2園	継続	継続	継続	子ども育成課	
	52-5		(一時預かりの実施) 保護者が傷病等により、一時的に家族で児童を保育することが困難な場合、児童の一時預かりを行う。市内保育園で対応。	市内の保育所等15園で実施する。	市内15園	継続	継続	継続	子ども育成課	
	52-6		(ベビーシッター利用支援事業) 就労形態に合わせた保育サービスを実施し、女性の活躍推進を図るため、ベビーシッター利用支援事業を実施する。	都が指定する事業者において実施する。	随時	継続	継続	継続	子ども育成課	
	53		認証保育所への支援の充実	(認証保育所運営助成事業) 認証保育所を保育施設として活用し、児童の保育を行い、運営費の助成を行う。	市外の認証保育所に入所する児童に対し、運営費の支弁、補助を実施する。	随時	継続	継続	継続	子ども育成課
	54		認証保育所利用助成制度の充実	認証保育所利用助成制度を実施する。	対象者の入園料及び保育料を助成する。	随時	継続	継続	継続	子ども育成課
2-1-2-2 児童の健全育成の充実	55	児童館の整備・充実	子育て支援のため児童館事業の充実を図る。	利用者ニーズを把握し、児童館事業の充実を図る。また、中高生の主体的な活動を支援しながら、中高生の居場所としての役割を果たしていく。	3館で実施	継続	継続	継続	子ども政策課	
	56	学童クラブの充実	子育て支援のため学童クラブ事業を委託して実施する。	放課後の安心・安全な居場所として、市内12学童クラブにおいて継続して実施する。	0人 (待機児童数)	継続	充実	継続	子ども政策課	
	57	ふっさっ子の広場の充実	地域の協力を得て、放課後子どもたちの健全育成を図る場としてふっさっ子の広場を実施する。	市内7小学校内に継続実施する。また、関係部署と連携し、学童クラブとふっさっ子の広場の一体型運営を推進していく。	37,000人 (年間延べ利用者数)	継続	充実	継続	子ども政策課	

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度まで の目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
2-1-2-3 育児相談・指導 の充実	58	子ども家庭支援センター 事業の充実	こども家庭センターにおいて、子どもと家庭に関する総合相談を充実していく。地域における支援ネットワークを各関係機関とともに構築していく。	市民及び関係機関への積極的な働きかけにより、支援対象児童等の早期発見、問題の未然防止を図り、適切な支援を実施していく。また、子育て中の市民が相談をしやすいうちに、アウトリーチ型「子育てなんでも相談」を継続していく。	子育てなんでも相談 適宜実施	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	59	相談業務の実施（再掲）	相談業務の充実を図る。	母子健康手帳交付、パパママクラス、妊産婦訪問、乳幼児健康診査、育児相談、育児学級等母子保健事業において実施。来所・電話相談にも随時応じる。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	60	パパママクラスの実施 （再掲）	新しい家族を迎えるにあたっての心構え、沐浴指導等を実施する。	母子健康手帳の交付時やパパママクラス参加者等に資料を配布し、啓発を図る。	年6回 （パパママクラス開催回数）	継続	継続	継続	こども家庭センター課
2-1-2-4 交流を通じた育 児支援の推進	61	ファミリー・サポート・ センター事業の充実	依頼会員と提供会員による助け合いながら子育てをする会員組織（有償ボランティア）。生後57日から小学校6年生までのお子さんの送迎や預かりを行う。	多岐にわたる依頼内容に応じられるように新たな支援の展開や業務の効率化等を図る。	会員数（前年度比増）	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	62-1	子育てひろば事業の充実	親同士、子ども同士の交流を図りながら、情報交換を行う場を提供し、子育て支援の充実を図る。	保育園において実施する子育てひろば事業を支援する。	保育園2か所 （子育てひろば実施箇所数）	継続	継続	継続	子ども育成課
	62-2	子育てひろば事業の充実	親同士、子ども同士の交流を図りながら、情報交換を行う場を提供し、子育て支援の充実を図る。	各児童館では、乳幼児対象の子育てひろば事業を週3回以上実施する。また、子育てに役立つ「子育て応援事業」を年1回、子育て相談事業を週3回以上実施する。	児童館3か所 （子育てひろば実施箇所数）	継続	継続	継続	子ども政策課
	62-3	子育てひろば事業の充実	親同士、子ども同士の交流を図りながら、情報交換を行う場を提供し、子育て支援の充実を図る。	子ども応援館において、子育てひろば事業を実施する。	子ども応援館1 か所 （子育てひろば実施箇所数）	継続	継続	継続	こども家庭センター課 教育支援課
	63	子育てネットワークづくりの促進	子育てひろば事業を活用し、子育て世代の交流を促し、ネットワークを広げていく。	親子交流の場の提供や子育て不安の緩和に努める。また、さまざまなイベントの充実を図り、子育て支援の充実を促進する。	ふれあいひろば 利用者数（前年度比増）	継続	継続	継続	こども家庭センター課 教育支援課
	64	産前・産後支援ヘルパー 事業の実施	妊娠中から出産後6か月以内（多胎の場合は1年）の方を対象にヘルパーを派遣し育児や家事援助を行い、産前・産後の生活をサポートする。	妊娠中から産後にかけてヘルパーを派遣し、保護者の育児に対する不安を少しでも軽減できるよう支援していく。様々な方法で周知、PRを行い、利用者の増を目指す。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課

(3) 介護支援サービスの充実

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
2-1-3-1 介護サービスの 充実	65	配食サービスの実施	在宅において食事の調理が困難な高齢者に対し、食事を提供し、安否の確認を行う。	安否確認を必要とし、在宅において食事の調理が困難な高齢者に対し、一週間に2回以内で食事を提供する。	2,500食 (年間配食数)	継続	継続	検討	介護福祉課
	66	地域包括支援センター事業の充実	介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的ケアマネジメント事業を実施する。	地域包括支援センターが、高齢者の総合相談窓口として、地域住民の相談支援を行う。	随時	継続	継続	継続	介護福祉課

(4) 適切な情報提供の実施

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
2-1-4-1 福祉に対する理解の促進	67	福祉教育の充実	人権課題「高齢者」「障害者」について、人権教育プログラムの内容を参考に授業内で扱う。	人権課題「高齢者」「障害者」について、人権教育プログラムの内容を参考に授業内で扱う。	100%	継続	継続	継続	教育指導課

2 多様な働き方への支援

(1) 女性の自己啓発の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
2-2-1-1 女性の自己啓発のための支援	68	自己啓発に関する学級、講座の実施	講座での学びや実践を通じて女性の自己啓発につながる事業を実施する。	女性の自己啓発につながる講座を各館で実施する。	3館で実施	継続	継続	継続	公民館

(2) 女性の就業・再就職支援

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
2-2-2-1 就労環境の整備	69	改正男女雇用機会均等法の実効性の確保	必要に応じて随時要望していく。	改正内容の周知のためのHPや広報等による市民への呼びかけを検討し、市民からの要望を受けた際には労働基準監督署等に必要に応じて随時要望していく。	要望については随時対応	継続	継続	継続	シティセールス推進課
	70	労働に関する相談体制の整備	労働相談情報センターの労働セミナー等の受講や、東京都の啓発資料を利用していく。	東京都等の資料を掲出し、啓発を実施する。	定期的な情報提供と案内	継続	継続	継続	シティセールス推進課
	71	再雇用制度、パートタイム労働法等の普及促進	商工会等を通じて市内企業へ、再雇用制度や改正パートタイム労働法の周知をする。	東京都等の資料を、商工会にも掲出し啓発による働きかけを実施する。	定期的な情報提供と案内	継続	継続	継続	シティセールス推進課

(3) 就労に関する情報収集と提供

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
2-2-3-1 女性のための就労支援の充実	72	ハローワーク等と連携した求人情報の提供	ハローワーク等と連携して、就職面接会・就職セミナーを年2回実施。また、出張相談を月1回実施していく。	ハローワーク等と連携して、就職面接会・就職セミナーを年2回実施していく。また、出張相談を月1回実施していく。	就職面接会・就職セミナー年2回実施 出張相談月1回実施	継続	継続	継続	シティセールス推進課
2-2-3-2 男女共同参画社会の形成に向けての事業者への情報提供	73	男女共同参画社会の形成に向けての事業者への情報提供	事業者に男女共同参画社会形成につながる情報提供を行う。	東京都等の資料を掲出し、啓発を実施する。	随時	継続	継続	継続	シティセールス推進課
	74			東京都や国の情報をHPや情報誌等で事業者に提供し、啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	協働推進課

3 家庭における男女共同参画の推進

(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
2-3-1-1 家庭における共同参画意識の醸成	75	講座等の開催によるワーク・ライフ・バランスについて考える機会の提供	講座等を通じて、ワークライフバランスについての理解を深める。	講座等を通じて、ワークライフバランスについての理解を深める。	3館で実施	継続	継続	継続	公民館
	76	家族介護支援事業の充実	家族介護者教室等を開催し介護者への負担軽減並びに介護知識の普及啓発を行う。	家族介護者教室等を開催し介護者への負担軽減並びに介護知識の普及啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	介護福祉課

第3 あらゆる暴力の根絶

1 あらゆる暴力に関する未然防止策の推進

(1) DV・デートDVに関する正しい知識の啓発

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度まで の目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
3-1-1-1 DV・デートDVに 関する啓発の実 施	77	配偶者等からの暴力防止に関する意識啓発の充実	ポスターの掲示・パンフレットの配布、ホームページ、広報等を活用し、周知を図る。また、理解促進のため、DVに関する具体的な数値を示す機会を設ける。	広報やホームページ、情報誌などへの記事の掲載及び成人式でのチラシ配布、各公共施設等の相談窓口カードの設置等を通じ、広く周知を図る。また、展示の際には、DVに関する具体的な数値を示すデータなどを用い、より理解が深められるよう啓発を行っていく。	定期的な啓発	継続	継続	継続	協働推進課
	78	デートDVについての啓発の推進	若者に向けて、デートDVについての周知・啓発を行う。	新成人に向けて、デートDVに関する周知のチラシを作成し、配布する。また、中学1年生用子ども向けガイドブックでも、デートDVに関するこの内容を取り上げ作成し、啓発を図る。	各年1回 発行	継続	継続	継続	協働推進課
	79	男女共同参画情報紙の発行（再掲）	男女共同参画情報誌「あなたとわたし」を発行、全戸配布し、啓発を図る。	男女共同参画社会への推進を図るため、市民編集員と協働して作成する、男女共同参画情報誌「あなたとわたし」の中でDVに関する情報も掲載し、啓発に努める。	年1回発行	継続	継続	継続	協働推進課
3-1-1-2 人権について考 える機会の提供	80	人権に関する啓発の促進	人権意識を高めるための啓発や情報提供を行う。	リーフレットの掲出や職員への研修を通じ、幅広く人権に関する啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	秘書広報課
3-1-1-3 人権に配慮した 取組の実施	81	人権に配慮した取組の実施	人権意識を持ち、市民への対応や事業の実施に取り組む。	市民への対応や実施する事業、手続き上の表現等が、人権に配慮したものが、改めて確認し、取り組む。	随時	継続	継続	継続	各課（協働推進課）

2 被害者を支援する仕組みの強化

(1) 相談体制の強化と周知

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度まで の目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
3-2-1-1 DVに関する相談 窓口の周知	82	「DV防止法」に基づく 通報についての周知	ホームページ、広報等を生かし、市民への周知を図っていく。	HPや広報及び「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中に啓発コーナーを設置し、周知啓発を図る。	年1回	継続	継続	継続	協働推進課
	83		関係機関への周知を図っていく。	関係機関への周知を図っていく。	DV防止法について、民生・児童委員に周知	継続	継続	継続	社会福祉課
	84	女性等悩みごと相談窓口の充実	月2回、専門のカウンセラーが具体的に対応する。また、より良い手法や体制を随時検討していく。	月2回、専門のカウンセラーが具体的に対応する。また、より良い手法や体制を随時検討していく。	月2回 （相談窓口の実 施）	継続	継続	継続	社会福祉課

(2) 被害者の自立支援の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
3-2-2-1 被害者に対する 支援措置の実施	85	被害者の自立のための相談・支援	必要に応じて関係機関との連携を図る。	必要に応じて関係機関との連携を図る。	100% （被害者の自立 相談対応率）	継続	継続	継続	社会福祉課
	86		日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立支援を行う。	各関係機関と連携し、相談等の支援を行う。引き続き市が直接指定施設と利用契約を締結し、緊急一時保護を講じるための事業を実施していく。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	87	DVやストーカー行為被害者等の支援	規則や法令に基づいて、適正に運用する。	DVやストーカー行為被害者等を保護するため、住民票、附票の交付請求の拒否、審査の厳格化等を行う。	100% （被害者の支援）	継続	継続	継続	総合窓口課
	88		閲覧用選挙人名簿から総合窓口課に申立てのあったDVやストーカー行為被害者等の者を外す。	100%（閲覧用選挙人名簿から被害者を外す措置の実施）	継続	継続	継続	選挙管理委員会事務局	

3 虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化

(1) 早期発見のための取組と連携強化

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
3-3-1-1 ハラスメント防止に向けた取組の推進	89	ハラスメント防止研修の充実	組織内研修を実施し、啓発資料を職員に周知する。	課長職必修の研修としてハラスメント防止研修を実施する。また、国等の対応マニュアルに基づきハラスメントのない職場づくりに努める。	100% （対象職員のハラスメント防止研修受講率）	継続	継続	継続	職員課
	90	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	情報誌、ホームページ等で、セクシュアル・ハラスメントについての理解と啓発を図る。	ハラスメント防止について国や東京都の資料などの資料を活用し、防止啓発を図っていく。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	91	企業等に対するハラスメント防止の啓発	企業等に対して、ハラスメントについての啓発を行う。	企業向けのハラスメント研修に関するチラシの掲出や、情報誌、HP等でハラスメントへの理解と啓発を図る。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
3-3-1-2 高齢者への虐待防止の取組の充実	92	高齢者虐待の防止のための意識啓発	ポスターの掲示、パンフレットの配布を実施する。	市内公共施設及び医療機関等、パンフレット設置施設を増やす。	20か所（パンフレット設置箇所。市内公共施設及び医療機関等）	継続	継続	継続	介護福祉課
	93	高齢者虐待相談窓口の充実	家庭における看護方法、療養方法等の他、家族の健康管理、各制度の利用の仕方を周知するとともに相談事業を充実させる。また、関係機関との連携を図る。	地域包括支援センター等の関係機関と連携を図り、早期発見・早期対応と養護する家族への支援を実施する。	随時	継続	継続	継続	介護福祉課

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度まで の目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
3-3-1-3 児童への虐待防 止の取組の充実	94	相談・通告窓口の充実	関係機関との情報の共有と連携により適切な対応に努める。	各関係機関がそれぞれの役割を発揮し連携していきけるように、児童虐待防止マニュアル等を活用しお互いの機能・役割を理解していく。また、各関係機関や市民対象の講演会を開催し児童虐待防止の推進を図る。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	95	児童虐待の防止のための 意識啓発	児童虐待を防ぐための意識啓発に向けた事業の取組みや、広報及びホームページの掲載を実施する。	市内の小中学校、保育所等において、児童・生徒に対して困った時の対応や相談機関について周知していく。また、11月の児童虐待防止推進月間を中心に広報やホームページ等で虐待防止に関する周知を行い、乳幼児総合相談を実施する。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	96		福生市サポート会議において、関係機関との一層の連携を図る。個別のケースについては、サポートチーム等の体制を考えていく。	福生市サポート会議で「児童虐待」について取り上げ、教職員への啓発を図る。また、個別のケースについては、常時関係機関との連携を図るとともに、状況に応じてサポートチームによる解決を図る。	随時	継続	継続	継続	教育指導課
	97	早期発見・早期支援の取組	関係機関との連携を図り、必要に応じて適切な対応ができるよう努める。	学校、保育所等及び医療機関との連携を強化し、特に就学する障害児や保育所等に通う障害児への虐待防止を図り、必要に応じて適切な対応に努める。	随時	継続	継続	継続	障害福祉課
	98		各家庭の状況を把握し、虐待の疑われる場合は通告するとともに関係機関と連携をし支援を行う。	虐待の早期発見に努めるとともに、必要に応じて適切な対応をする。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	99		児童虐待の早期発見を目指す保育を実践する。	市内の保育所等18園で児童虐待の未然防止、早期発見等に努める。	市内18園	継続	継続	継続	子ども育成課
	100		児童虐待通告を受けての調査や家庭訪問等を迅速に実施し、適切な対応を図る。	児童虐待通告を受けた際は迅速に情報調査、家庭や関係機関の訪問による状況確認、保護者や児童との面接を行っていく。また、必要に応じ、児童相談所と連携し、児童の一時保護に係る対応を行う。	随時	継続	継続	継続	こども家庭センター課
	101		福生市サポート会議において、民生児童委員・児童相談所との連携を行うとともに、個別のケースについては常時関係機関との連携を保つ。	学校からの通告、情報提供等により早期発見・早期支援を行う。また、福生市サポート会議、教育相談室地域連絡会で民生・主任児童委員、子ども家庭センター、学童クラブ、児童館指導員等と情報の共有を行い早期に最善の支援を行う。	教育相談室地域連絡会の年3~4回の開催。福生市サポート会議への参加	継続	継続	継続	教育支援課

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度まで の 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
3-3-1-3 児童への虐待防 止の取組の充実	102	民生児童委員、主任児童 委員活動との連携	民生児童委員と学校関係者と児童相談所と子ども家庭支 援センターとの協議会実施に向け、事前会議を行っている。 また、個別のケースについても主任児童委員、民生 児童委員と児童相談所等の連携を行う。	有意義な協議会を開催するため、事前会議を通じて内容 を協議する。また、個別のケースについても主任児童委 員、民生児童委員と児童相談所等の連携を行う。	随時	継続	継続	継続	社会福祉課
	103		教育機関と保健・医療、福祉、労働等との積極的な連携 を図る。エリア・ネットワークを構築し、充実を目指す。	教育相談室地域連絡会を通じて民生・主任児童委員、子 ども家庭センター、学童クラブ、児童館指導員等との連 携を図り、情報を共有し早期支援体制を構築する。	教育相談室地域 連絡会の年3～4 回の開催。主任 児童委員とス クールソーシ ヤルワーカーの連 絡会を実施。	継続	継続	継続	教育支援課
	104	児童相談所等関係機関と の連携の強化	要保護児童等への適切な対応を図るため、要保護児童対 策地域協議会を活用し各関係機関が子どもと家庭に関す る情報を共有し、連携による支援を図っていく。このこ とにより、要保護児童等の早期発見と関係機関の多様な 援助が可能となる。	要保護児童等と家庭に関する機関相互の情報共有、役割 分担及び連携による支援体制の充実を図り、問題の未然 防止、早期発見に取り組む。 要保護児童対策地域協議会 代表者会議 年2回 実務担当者会議 年4回 個別ケース検討会議 随時	代表者会議 年 1～2回 実務担当者会議 年4回 個別ケース検討 会議 随時	継続	継続	継続	こども家庭センター 課
	105		学校と教育相談室が協力し、児童・生徒及び保護者の状 況を把握しつつ、必要に応じて児童相談所等関係機関と の連携を図っていく。	福生市サポート会議に出席し、児童・生徒の状況把握に 努め、サポートチームへの参加など必要に応じて児童相 談所等関係機関と連携を図っていく。	随時	継続	継続	継続	教育支援課
	106	子どもの安全を守るための 取組	東京都教育委員会の通知等を活用し、教職員の児童虐待 防止に係る理解を促進していく。	東京都教育委員会の通知等を活用し、教職員の児童虐待 防止に係る理解を促進していく。	100%	継続	継続	継続	教育指導課
3-3-1-4 障害者への虐待 防止の取組の充 実	107	障害者虐待防止のための 支援	障害者虐待防止法に係る障害者虐待防止を推進する。	障害者虐待防止について広報、ホームページや市民への 講習会等で周知し、虐待防止を推進する。	随時	継続	継続	継続	障害福祉課
	108	早期発見・早期支援の取 組	関係機関との連携を図り、必要に応じて適切な対応がで きるよう努める。	虐待通知を受けた際は、速やかに関係機関と連携を図 り、状況確認を行い、適切な対応を行う。	随時	継続	継続	継続	障害福祉課

第4 あらゆる分野における男女共同参画の推進

1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針決定の場への男女の意見の反映

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
4-1-1-1 審議会等への 女性の登用の 促進	109-1	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※行政改革推進委員会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	企画調整課
	109-2	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※固定資産評価審査委員会、行政不服審査会、情報公開審査会、個人情報保護審査会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	総務課
	109-3	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※防災会議、安全安心まちづくり協議会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	防災危機管理課
	109-4	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※国民健康保険運営協議会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	保険年金課
	109-5	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※農業委員会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	シティセールス推進課
	109-6	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※環境審議会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	環境政策課

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
4-1-1-1 審議会等への 女性の登用の 促進	109-7	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※廃棄物減量等推進審議会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	ごみ減量対策課
	109-8	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※民生委員推薦会、地域福祉推進委員会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	社会福祉課課
	109-9	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※障害支援区分認定審査会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	障害福祉課
	109-10	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※介護認定審査会、地域ケア会議、地域包括支援センター運営協議会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	介護福祉課
	109-11	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※予防接種健康被害調査委員会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	健康課
	109-12	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※青少年問題協議会、子ども・子育て審議会、ふっさっ子の広場事業機構会議）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	子ども政策課

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
4-1-1-1 審議会等への 女性の登用の 促進	109-13	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※都市計画審議会、まちづくり景観審議会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	まちづくり計画課
	109-14	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※交通安全対策協議会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	道路下水道課
	109-15	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※選挙管理委員会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	選挙管理委員会事務局
	109-16	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※監査委員）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	監査委員事務局
	109-17	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※教育委員会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	教育総務課
	109-18	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※学校給食センター運営審議会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	学務課
	109-19	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※文化財保護審議会、社会教育委員の会議）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	生涯学習推進課

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
4-1-1-1 審議会等への 女性の登用の 促進	109-20	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	スポーツ推進課
	109-21	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※公民館運営審議会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	公民館
	109-22	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比35%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。 令和8年度目標値：35% （※図書館協議会）	35% （審議会等における女性委員の割合）	継続	継続	継続	図書館
4-1-1-2 市政への女性 意見の反映	110	女性委員の登用の目標値の周知	女性委員構成比の目標値を庁内に周知し、実現を図ることを推進していく。	女性委員の参画状況を調査し、現状と目標値を庁内に周知し、女性の委員への登用を促進する。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	111	市民参画の機会の充実	市民会議、委員公募制の拡大等により市民参画の機会を広げていく。	さまざまな機会をとらえ、市民参画の促進を図る。	随時	継続	継続	継続	各課 （協働推進課）
	112	女性の意見反映の機会の充実	市民との協働を進めていくなかで充実を図っていく。	市民会議や市民団体との会議など、市民と接する様々な機会において女性の意見反映の充実を図る。	随時	継続	継続	継続	各課 （協働推進課）
	113	男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供（再掲）	男女共同参画に関することをテーマにした講演、対談、シンポジウム等を実施し、市民へ啓発を行う。	身近な男女共同参画を考え直す機会としての講演、対談、シンポジウム等を必要に応じて協働推進課と協力して実施する。	年1回	継続	継続	継続	公民館
	114		男女共同参画に関する啓発を実施する。 男女共同参画セミナーを実施する。	身近な男女共同参画を考え直す機会としての男女共同参画セミナーを実施し、展示なども含めた総合的な啓発を必要に応じて公民館と協力して実施する。	年1回	継続	継続	継続	協働推進課
4-1-1-2 市政への女性 意見の反映	115	男女共同参画セミナーの実施（再掲）	「男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供」の一環として、男女共同参画セミナーを実施し、市民への啓発を図る。	男女共同参画について市民への理解と意識啓発を図るため、市の取組や社会情勢等を踏まえた男女協働参画セミナーを開催する。	50人 （セミナー参加者数）	継続	継続	継続	協働推進課

(2) 女性リーダーの育成

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
4-1-2-1 女性人材の発掘及び育成	116	女性人材情報の収集と提供	女性・男性も含めた人材情報の収集に努める。	女性委員の参画状況を調査し、現状と目標値を庁内に周知し、女性の委員への登用を促進する。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
4-1-2-2 女性の参画機会の提供	117	リーダー養成のための学習機会の提供	各種講座の中で能力開発や意識の向上を図る。	女性のリーダーシップを高める機会となる事業を実施する。	講座1コース実施（各年度）	継続	継続	継続	公民館
	118	市民参画の機会の拡充	市民会議、委員公募制の拡大等により市民参画の機会を広げていく。	様々な機会をとらえ、市民参画の促進・拡充を図る。	随時	継続	継続	継続	各課 （協働推進課）

(3) 庁内における男女共同参画の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
4-1-3-1 女性職員の積極的登用	119	女性職員比率向上	女性の職員比率40%を目指し、採用の拡大に取り組む。	目標値を40%以上とし、女性職員比率の拡大に取り組んでいく。	40%（市職員における女性の割合）	継続	継続	継続	職員課
	120	適材適所の登用に向けた人材の育成	昇任（認定）試験・人事考課により、女性職員の管理職等への登用を図る。	ポストへの登用に結びつくよう幅広い職務配置に配慮するとともに昇任試験等の受験を促進する。	70%（昇任試験の女性職員の受験率）	継続	継続	継続	職員課
	121	管理職等への女性職員の積極的登用	昇任（認定）試験・人事考課により、女性職員の管理職等への登用を図る。	ポストへの登用に結びつくよう幅広い職務配置に配慮するとともに昇任試験等の受験を促進する。	70%（昇任試験の女性職員の受験率）	継続	継続	継続	職員課
4-1-3-2 市庁内における男女平等の徹底	122	研修を通じた男女共同参画社会形成への促進	男女共同参画研修の充実・研修実績の公表	男女共同参画の視点を踏まえ、市町村職員研修所の男女共同参画研修に職員を派遣する。	40%（職員の男女共同参画社会形成研修受講率）	継続	継続	継続	職員課
				育児休業取得者の職場復帰に対する不安解消のため、育児休業取得者支援セミナーを実施する。	100%（育児休業取得者セミナーへの職員参加率）	継続	継続	継続	職員課
	123	ハラスメント防止研修の充実（再掲）	セクシュアル・ハラスメント研修の充実（再掲）	課長職必修の研修としてハラスメント防止研修を実施する。また、国等の対応マニュアルに基づきハラスメントのない職場づくりに努める。	100%（対象職員のハラスメント防止研修受講率）	継続	継続	継続	職員課
	124	職場内の慣行や男女の役割分担の見直し	職場内の慣行や男女の役割分担の見直し	性別に関係なく、役割の分担を継続して実施していく。現場作業等においては、複数で協力しあっている。	随時	継続	継続	継続	各課（協働推進課）
	125	旧姓使用選択制の継続	旧姓使用選択制の継続	新規採用職員をはじめとして、各職場へ制度の周知を図り、制度を継続していく。	随時	継続	継続	継続	職員課
	126	男女平等推進条例の創設検討	男女平等推進条例の創設検討	社会情勢や地域の動向、他自治体の条例等を参考にしながら引き続き検討を行う。	随時	継続	継続	継続	協働推進課

2 ともに助け合う地域づくりの推進

(1) 地域活動への男女共同参画の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
4-2-1-1 地域活動の推進	127	地域活動情報の提供	地域活動情報を広報紙・ホームページへ取り上げる。	広報紙の15日号にあるコーナー「市民のひろば」で、市民活動情報を市内へ周知し、ホームページにもPDFデータとして掲載する。また、地域活動の情報が寄せられた際には、内容によっては「まちネタ」として報道機関へプレスリリースを行う。	年12回	継続	継続	継続	秘書広報課
	128	社会教育活動、地域活動への参加の推進	親と子が共に1日を過ごすことを目的とした家庭の日の推進・啓発及び青少年の健全育成を目的に、青少年育成地区委員長会主催事業（「ふっさ青少年フェスティバル」など）を支援する。	青少年育成地区委員長会の大イベントである「ふっさ青少年フェスティバル」等、今後の活動を支援していく。	青少年育成活動年1回実施	継続	継続	継続	子ども政策課

(2) 地域防災への男女共同参画の推進

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
4-2-2-1 防災意識の 醸成	129	防災啓発の推進	地域防災を担う自主防災組織のリーダーを対象とした講習会や、消防署と合同による防災展や防災だよりの全戸配布などを実施する。	講習会を通じて女性の自主防災リーダーの参画の重要性を啓発し、展示会等において女性の観点による災害への備えなどの周知を図っていく。	随時	継続	継続	継続	防災危機管理課
	130	避難所運営の検討	災害時に避難所となる施設において、避難所開設・運営訓練を実施するとともに、訓練結果を踏まえた避難所運営の検討を随時行う。	訓練の実施や運営の検討の際には、避難所運営メンバーに女性の参画を推奨し、災害時における男女性差のない避難所運営を推進していく。	年1回訓練を実施	継続	継続	継続	防災危機管理課

3 困難を抱える男女への支援

(1) ひとり親家庭や性的少数者、外国人等への支援

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度まで の目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
4-3-1-1 ひとり親家庭 への支援の充 実	131		生活及び家事援助サービスの充実を図る。	生活及び家事援助サービスの充実を図っていく。ま た、援助すべき家庭を的確に見出していく。	随時	継続	継続	継続	子ども育成課
	132	ひとり親家庭への就労 相談・支援の充実	母子・父子自立支援員による相談業務を実施する。	就労に必要な資格・技術・知識の習得のために要した 費用の一部助成を行う。制度については、ひとり親家 庭への周知を図るとともに、申請等の際は、十分な理 解が得られるよう説明を行う。また、就労にあたって 相談や情報提供等を行う。	随時	継続	継続	継続	こども家庭セン ター課
4-3-1-2 性的少数者に 配慮した取組 の推進	133	性的少数者に配慮した 取組の実施	事業の実施にあたって、性的少数者に対する表現等に 各課で配慮する。	現在実施している事業の中で、パートナーシップ宣誓 制度を活用した取組を各課検討し実施する。	随時	継続	継続	継続	各課（協働推進 課）
4-3-1-3 外国人に配慮 した支援	134 -1	テレビ電話多言語通訳 サービスの実施		外国人住民や聴覚障害者と円滑な意思疎通を図り、迅 速かつ正確な手続き及び情報提供を行う。	随時	継続	継続	継続	総合窓口課
	134 -2		日本語による意思疎通が困難な外国人住民とのコミュ ニケーションを図り、迅速かつ正確な窓口対応等を実 現するため、タブレット型のテレビ電話を使用し、外 国人住民と市職員、通訳者三者による同時会話の通訳 及び届出書等の翻訳を行う。	子育て世代の外国人住民と円滑な意思疎通を図り、妊 娠届出時面接から適切な情報提供や妊娠・出産・子育 てについての相談など、切れ目ない支援を提供する。	随時	継続	継続	継続	こども家庭セン ター課
	134 -3		子育て世代の外国人住民に対し、適切な手続きや情報 提供を行う。	随時	継続	継続	継続	継続	子ども育成課
	135	日本語通訳者派遣事業 の実施	相談業務において、日本語での意思疎通が不十分な外 国人保護者等に対して日本語通訳者を同席させ、母国 語での相談ができるよう相談業務の充実を図ることに より、妊婦の安全な出産及び子どもの健全な育成に寄 与する。	子育て世代の外国人住民に対し、適切な情報提供や妊 娠・出産・子育てについての相談など、切れ目ない支 援を提供する。	随時	継続	継続	継続	こども家庭セン ター課
	136	多言語AI等活用事業の 実施	市内には、多くの地域の外国人住民が生活しているた め、行政サービスを知る機会や案内に課題があること が考えられる。そこで、日本人にも外国人住民にもわ かりやすい行政サービスの案内を目指して、LINE公式 アカウント上でAIチャットボットを利用した多言語対 応を行う。	LINE公式アカウント上でAIチャットボットを利用した 多言語対応を実施していくことで、より多くの外国人 住民にもわかりやすい行政サービスの案内を行えるよ う努めていく。	本格導入の実施	継続	継続	継続	情報政策課

(2) 多様性の尊重

具体的 施策	No.	主要事業	実施（計画）内容	令和8年度 目標・実施予定内容	令和8年度までの 目標値	年度区分			担当課
						R8	R9	R10	
4-3-2-1 多様性への理 解の促進	137	人権に関する啓発の促進（再掲）	人権意識を高めるための啓発や情報提供を行う。	リーフレットの掲出や職員への研修を通し、幅広く人権に関する啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	秘書広報課
	138		人権意識を持ち、市民への対応や事業の実施に取り組む。	リーフレットの掲出やホームページ、情報誌、講座等を通し、幅広く人権に関する啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	各課（協働推進課）
	139	多様性への理解の促進	国籍や肌の色、言語、性別、性的指向、障害の有無など、多様な背景を持つ人々への理解を促し、人権の尊重につなげていく。	情報誌やHP、男女共同参画週間での展示、庁内の資料の掲出などを通し、多様性への理解について市民に幅広く啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	協働推進課